

●令和7年度教育委員会の事務の点検及び評価の報告について（令和6年度事務事業対象）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和5年2月1日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課から事務連絡により、地方自治法第233条第5項に規定する主要施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって、法第26条第1項の義務を充足したものとしても差し支えないとの見解が示されました。

本市において、地方自治法第233条第5項に規程する主要な施策の成果を説明する書類を作成し、議会への提出及び公表を行ったことから、法第26条第1項の義務を充足したものといたします。